

社会福祉法人さわらび福祉会虐待防止対応規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さわらび福祉会定款第1条に基づき法人が実施する事業（以下「法人事業」という。）の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、法人事業利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、法人事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を擁護し、健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において、「虐待」とは、職員が支援する利用者に対して行う、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の利用者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当な財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 職員は、利用者に対し虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程（以下「本規程」という。）に基づき、対応しなければならない。

- 2 職員は、虐待を発見した際は、障害者虐待防止法に基づき、市区町村に通報する義務がある。同時に虐待防止対応責任者又は虐待防止受付担当者に報告しなければならない。また、報告を受けた虐待防止対応責任者又は虐待防止受付担当者は、速やかに理事長に報告しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応責任者)

第5条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、各拠点に虐待防止対応責任

者を設置する。

- 2 虐待防止対応責任者は、各事業所の管理者とし、理事長が任命する。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 虐待原因の改善状況の当事者（保護者も含む）及び第三者委員への報告
- (4) 支給決定市区町村への報告

(虐待防止受付担当者)

第7条 法人事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、各事業所に虐待防止受付担当者を設置する。

- 2 虐待防止担当者は、虐待防止対応責任者が指名する。
- 3 職員は、虐待防止担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止担当者に代わって通報を受け付けることができる。
- 4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止担当者に別に定める虐待通報等連絡票（様式第1号）によりその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第8条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報受付
- (2) 職員からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- (4) 虐待内容の虐待防止対応責任者及び第三者委員への報告
- (5) 虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告

(第三者委員)

第9条 第三者委員は、社会福祉法人さわらび福祉会福祉サービスに係る苦情解決事業実施規程第6条に定めた者とする。

第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第10条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及び法人ホームページでの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第11条 虐待の通報は、虐待通報書（様式第2号）によるほか、様式によらない文書、口

頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待防止受付担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を虐待通報の受付・経過記録書（様式第3号）に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

（虐待の報告及び確認）

第12条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。

3 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は、虐待内容を確認し、虐待通報受付報告書（様式第4号）によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。

（通報者の保護）

第13条 虐待通報者は、通報したことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。ただし、通報が虚偽であるもの及び一般人であれば虐待であったと考えることに合理性のない「過失」による場合は除く。

（虐待を受けた利用者や家族への対応）

第14条 職員は虐待を受けた利用者の安全確保を最大限に行わなければならない。

2 事実確認をしっかりと行ったうえで、虐待を受けた利用者や家族に対して事業所内で起きた事態に対し誠意ある対応を行う。

（虐待解決に向けた協議）

第15条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。

3 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。

4 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を虐待解決話し合い結果記録書（様式第5号）により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に

確認する。

（虐待解決に向けた記録及び結果報告）

第16条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して改善結果（状況）報告書（様式第6号）により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。

3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市区町村の苦情相談窓口及び滋賀県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

（解決結果の公表）

第17条 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を虐待受付及び解決状況報告書（様式第7号）により第三者委員に報告する。

2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載する。

（虐待防止のための職員等研修）

第18条 法人は、虐待防止啓発のための定期的な職員の研修を行わなければならない。

2 研修は全職員に対して行うものとする。

3 法人は、虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

（虐待防止委員会の設置）

第19条 法人は、事業所内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 委員会は、定期的及び虐待発生の都度開催しなければならない。

3 委員会の委員長は、理事長が指名した者とする。委員は必要のある員数とし、身体拘束適正化委員会の委員を兼ねることができるものとする。

4 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。

5 委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

（権利擁護のための成年後見制度）

第20条 虐待防止対応責任者は、障害者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者本人及びその保護者等に啓発する。

（守秘義務）

第21条 虐待防止対応責任者、虐待防止受付担当者及び第三者委員、その他虐待解決事務に係る者は、虐待通報者の氏名、虐待通報の内容その他相談等により知り得た個人情報を虐待通報者の許可なく他に漏らしてはならない。

(委任)

第 22 条 この規程に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 17 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

虐待通報連絡票

虐待通報等を受けた日	年 月 日	虐待等の発生時期	年 月 日～ 年 月 日
記入者	氏 名 職		
虐待通報申出者	氏 名 所 属 住 所 電話番号		
虐待の内容等			
被虐待者等への説明や回答内容、又は行った対応			

様式第2号（第11条関係）

虐待通報書

通報書作成日： 年 月 日

様

下記のとおり貴法人の事業に関する虐待を通報します。

○被虐待者・団体（当事者）

(ふりがな) 氏 名			
連絡先 住 所	〒	電話番号	— —
虐待に係る事実のあった日	年	月	日 ～ 年 月 日
虐待のある支援の種類			
虐待の内容			

○この通報書を記載した者（虐待通報者）

当事者との関係	1 本人	2 配偶者	3 親	4 子	5 兄弟姉妹
	6 子の配偶者	7 他の家族	8 知人		
	9 相談支援専門員・ケアマネジャー	10 民生委員			
	11 その他（ ）				

本人以外の場合、以下も記入してください

(ふりがな) 氏 名		電話番号	— —
住 所	〒		
連絡先住所	〒		

受付日	受付担当者			対応責任者
申出人への確認	第三者委員への報告の要否	要 ☐ 否 ☐ 確認欄（ ）		
	話し合いへの第三者委員の助言、立 会いの要否	要 ☐ 否 ☐ 確認欄（ ）		

様式第3号（第11条関係）

虐待通報の受付・経過記録書

（虐待防止受付担当者記入）

受付日	年 月 日		虐待の発生時期	年 月 日		受付No.		想定要因： ☐ けが等 ☐ 職員の態度・言動 ☐ 支援の内容 ☐ 権利侵害 ☐ その他（ ）
記入者			虐待の発生場所			【対応経過】		
通報者	(フリガナ) 氏 名		住 所	電話				
	利用者との関係	本人・親・子・その他（ ）						
通報者が本人以外の場合は、利用者の氏名、年齢、性別、連絡先を記入								
虐待の内容等							【解決策】	
備考							【結 果】	
通報者の要望	☐ やめてほしい ☐ 回答がほしい ☐ 調査してほしい ☐ 改めてほしい ☐ 対応してほしい ☐ その他（ ）							
通報者への確認	第三者委員への報告の要否： 要 ☐ 否 ☐ 確認欄（ ）							
	話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否： 要 ☐ 否 ☐ 確認欄（ ）							

様式第 4 号（第 1 2 条関係）

虐待通報受付報告書

（第三者委員→被虐待者等）

年 月 日

（被虐待者等）

様

（第三者委員名）

印

虐待防止受付担当者から下記のとおり虐待受付（受付 NO. ）についての報告がありました。

記

虐待の通報日	年 月 日	虐待通報者名	
虐待の発生時期		利用者との関係	本人 ・ 親 ・ 子 その他（ ）
虐待の内容			

様式第5号（第15条関係）

虐待解決話し合い結果記録書

年 月 日

【記録者氏名： 】

虐待通報者（被虐待者）氏名 (利用者本人でない場合は代理人氏名・関係)	
虐待防止対応責任者氏名	
【虐待の内容に関する被虐待者の意見・希望】	
【虐待の内容に関する虐待防止対応責任者の意見・対応策】	
【虐待の内容に関する第三者委員の意見・解決策】	
【改善を約束した内容】	
【話し合いが不調となった原因・意見の相違点】	
(次回話し合いの日時： 年 月 日 () 時 分～)	

被虐待者（代理人）氏名：

印

様式第6号（第16条関係）

改善結果（状況）報告書

（虐待防止対応責任者→虐待通報者、被虐待者、第三者委員）

年 月 日

（虐待通報者）（被虐待者）

（第三者委員）

様

虐待防止対応責任者名：

印

年 月 日付の虐待（受付 NO. ）については、下記のとおり改善いたしましたことを報告いたします。

記

【虐待内容】

【改善結果】

様式第7号（第17条関係）

虐待受付及び解決状況報告書

年 月 日

様

報告の期間 年 月 日から 年 月 日まで

報告者（虐待受付担当者）氏名：

受 付 状 況	解 決 状 況
受付年月日： 被虐待者氏名： 被虐待者住所： 苦情の内容：	解決状況：
受付年月日： 被虐待者氏名： 被虐待者住所： 苦情の内容：	解決状況：
受付年月日： 被虐待者氏名： 被虐待者住所： 苦情の内容：	解決状況：
受付年月日： 被虐待者氏名： 被虐待者住所： 苦情の内容：	解決状況：